


給付金か定額減税か—物価高対策の効果のほどは？

●給付金と定額減税あわせて5兆円規模

“手取りを増やして家計を支援”する物価高対策は、合計所得1,805万円超(給与収入2千万円超)の高所得者を除く全世帯が対象。給付金は1世帯10万円で3月から支給開始。定額減税は6月からで、3人家族なら12万円(所得税9万円+住民税3万円)の減税と魅力的ですが、大きな手取り増にならない可能性も…。

👉 年収：低

年収：高 👉 (年収2千万円超)

低所得者層：給付金を支給		住民税所得割/所得税課税世帯：定額減税	
住民税：非課税世帯 (23(R5)年度) 追加7万円+給付済み 3万円/世帯	住民税：均等割のみ (23(R5)年度) 10万円/世帯	定額減税： 所得税：(本人+扶養親族※)×3万円 住民税：(本人+扶養親族※)×1万円	定額減税なし : 合計所得 1,805万円超 (給与収入： 年2千万円超)
24年度から新たに住民税非課税等となる世帯 (退職などで収入減少) 10万円/世帯		給付金 (24年) (減税しきれない額を 見込み計算し給付)	
子育て世帯には子ども加算あり (18歳以下 1人5万円)		※扶養親族は国内居住者に限る	

●住民税減税の仕組み

サラリーマンの住民税減税は1年間かけて行われます。
 ①6月の住民税を0とし、②7月から来年5月まで11回分割で減税後の住民税を給料から引くことに。
 家族3人で9万円のはずの減税でも、月々は▲2,700円の減税でしかなく、手取増は実感しにくそうです。
 ちなみに、事業所得者は6月の第1期納付額から、年金所得者は10月分の特別徴収税額から、減税分が調整されます。



●サラリーマンの所得税減税の仕組み

◆給与計算の現場は大混乱に！
 サラリーマンは、6月からの給料・賞与で“源泉所得税を徴収しない”方法で減税されます。6月で減税しきれなければ、7月以降年末調整まで月々減税を受けることになります。



減税事務はかなり複雑で、6月からの給与計算や年末調整ではかなりの混乱や誤りが懸念されます。国税庁では研修動画や特設サイトを開設。勿論給与計算システムも更新が必要、なんとも現場泣かせの制度です。

◆減税しきれない人には併せて給付金支給あり
 月収35万円で扶養家族3人のケースでは、月々の源泉所得税額が3,400円で、減税額▲9万円を給料から差引くことは不可能です。

そこで各市区町村では、23年度の所得税をもとに減税しきれない見込みの納税者を抽出し、不足額を“給付金”として支給することが決まっています。

もし、年末調整後に給付金に不足が出た場合は、24(R7)年に追加給付されることに…(万一過大になっても、返金調整しないもようです)。

6月からの定額減税には落とし穴がいっぱい！

◆定額減税と年末調整の違いに注意

定額減税は本人、扶養親族とも“居住者”に限定。扶養控除にならない16歳未満の子も対象となるなど、通常の扶養控除と考え方が異なり、注意が必要！

◆給料での減税対象：6月1日在籍者

月々の減税は6月1日時点在籍の社員だけが対象。その後入社した社員は年末調整で対応します。

◆もし7月以降に家族が増えたら？

月々の減税は“6月1日時点の扶養親族数”で行い、その後の異動は年末調整で調整します。

◆給与年収が2千万円超。減税しないでほしいが…

事業主は甲欄適用者について全員減税手続きをする義務があるため、選択の余地はありません。

●最後は確定申告で調整



◆事業所得、不動産所得のある方

確定申告する方は、原則、来年の確定申告で定額減税を計算します。ただし、予定納税があれば、本人分3万円は第1期予定納税額(納期限：9月30日まで)から控除され、控除しきれない金額は第2期予定納税額から控除されます。

◆公的年金の受給者

6月1日以後受け取る年金の源泉徴収税額を徴収しない、というやり方で12月まで減税されます。

◆富裕層は確定申告で減税分を調整

定額減税は合計所得1,805万円超の方は対象外、予定納税や給料で減税を受けても、所得オーバーなら減税されなかったとして確定申告します。